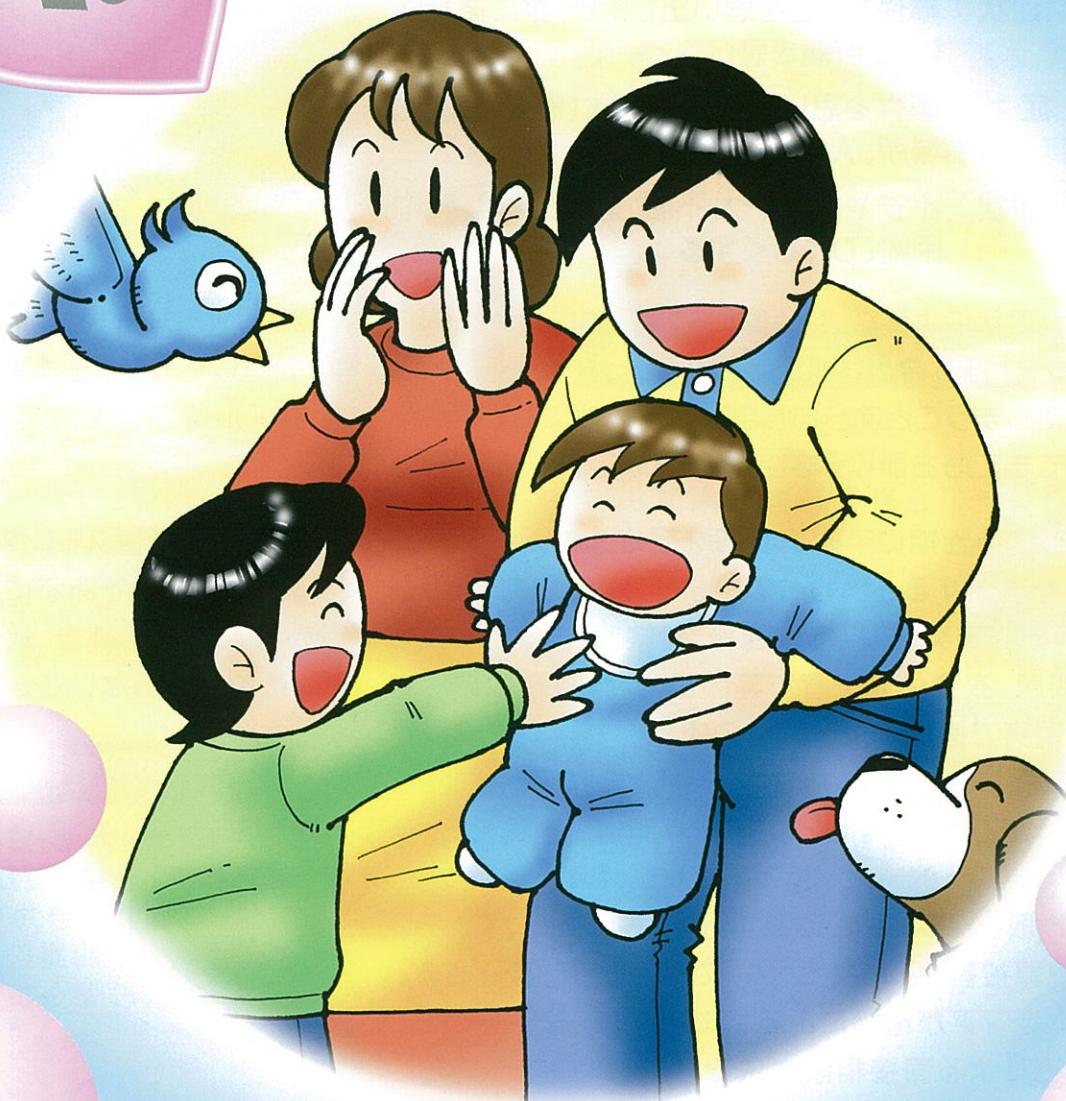


あなたの 心を応援します



「つながり」を取り戻す

– 被害直後の支援について –

犯罪被害は突然に起き、それによって人が本来自然に享受していた時間の流れと人生の連續性は断ちきられ、たえがたい苦痛がひきおこされます。被害直後から1ヶ月程度の時期を急性期と呼びますが、その時期に次のような症状がでてきても、このような目に遭った人にとっては、それは当然なことなのです。

急性ストレス障害の診断基準より

- 解離症状：感情の麻痺、孤立無縁感、感情の消失、ぼうっとする、事件を覚えていない
- 再体験症状：事件のことを思い出したり、夢に見たりして、苦痛を感じる
- 回避症状：事件を思い出させる刺激（考え方、気持ち、場所、人など）を避ける
- 過覚醒症状：不安やパニック、不眠、怒りっぽさ、集中困難、びくびくする



これらの症状によって、社会的にも職業的にも家庭的にも、うまくいかないことが増えてきます。傷つき、打ちのめされ、人が怖くなったり信じられなくなったりして、助けを求める力さえ失われてしまうことすらあります。その他にも、うつや、アルコール依存など、さまざまな症状がでてきてもおかしくありません。

このような急性期に手厚い支援を受けることが、後のPTSD（心的外傷後ストレス障害）への移行を予防するといわれていますが、症状のみならず、このような状態であるにも関わらず、多面的な現実問題（各種連絡、警察手続き、医療受診、報道対応、法的手続き、裁判手続き、金銭問題、衣食住や子育て等の日常問題）に対応していかなければならないこと自体が被害者の現実であり、ストレスなのです。

被害者支援において、私たちは「連携と多次元的なエンパワメント、そして内外資源の探索」を大切に考えています。いろいろな専門機関と連携し、その人が本来もっている力とつながることを援助し、人的・社会的資源とひきあわせ、犯罪によって断ちきられた「つながりの感覚」を少しずつ取り戻していくのです。

現在、犯罪被害者支援センターでは、研修と実習をうけたボランティアが電話による相談を受けており、そのほか専門家による直接相談や法律相談にも応じております。また、法廷への付き添いなどの直接支援活動も行っています。私たちに何ができるでしょうか？まずは、勇気をもって、私たちと「つながる」ための電話を一本ください。あなたの電話が支援のための課題を生みだします。あなたの心を応援します。できることを共に考えていきましょう。





静岡県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」

NPO法人静岡犯罪被害者支援センター

静岡犯罪被害者支援センターは 下記のような支援を行っています。

(各種相談をはじめ、当センターが行う支援は全て無料です。)

◆電話相談

研修を受けたボランティア相談員が対応します。相談内容が、外部に漏れることは絶対にありません。

電話/054-209-5533

月曜日から金曜日 午前10時～午後4時

◆法律相談

電話相談の結果、法律相談を希望されたときは、ボランティアの弁護士がこれに応じます。



◆面接相談(カウンセリング)

電話相談の結果、面接によるカウンセリングが必要なときは、臨床心理士等専門の知識を持ったボランティアがこれに応じます。浜松・静岡・沼津において定期的に実施しています。

◆直接的支援活動

警察署、病院、裁判所への同行や付き添い、物品の供与または貸与、役務の提供その他の方法による援助を行っています。



◆被害者自助グループの支援

つらい体験をした被害者、遺族の交流場所の提供やキャンペーン等の活動を支援しています。

◆広報啓発活動

広く県民の皆さんに被害者の現状や支援の必要性などを知りいただくためのキャンペーンや広報誌の発行などに努めています。

◆ボランティアの養成

ボランティアを新たに養成する「養成講座」の開講や随時研修会を開催し、資質の向上に取り組んでいます。



◆関係機関との連携など

警察、弁護士等の関係機関・団体と連携し、被害者のニーズにあった支援活動を行っています。また、ボランティアの育成や能力向上のため研修などに努めています。



NPO法人静岡犯罪被害者支援センターは、犯罪や交通事故などの被害に遭い、一人で悩んでいる方々を支援するために設立された民間ボランティア団体です。



相談電話番号

054-209-5533

〒420-0839 静岡県静岡市葵区鷹匠3-7-21

<http://www.shizuoka-hhsc.jp/>

警察による被害者支援

警察は、犯罪による被害者と身近に接し、被害者を保護する役割を担う機関として、被害者の立場に立った施策を推進しています。

①被害者への情報提供

被害者やその遺族に必要な情報をまとめた「被害者の手引」を配布しているほか、「被害者連絡制度」により事件に関する情報を提供しています。

また、交番や駐在所の警察官による被害者宅訪問・連絡活動等を行っています。



②相談・カウンセリング体制の整備

警察では、各種相談窓口を設け、被害者からの相談に応じています。

また、臨床心理士資格を有する職員を支援カウンセラーに指定し、カウンセリング体制の整備に努めています。

③犯罪被害給付制度

殺人、傷害等の犯罪行為により、亡くなった方の遺族や身体に重大な負傷や疾病を受けた被害者及び障害が残った被害者に対して、国が給付金を支給する制度です。

④捜査過程における被害者の負担軽減

性犯罪被害にあった女性に対しては、女性捜査官が事情を聞いたりするなど、プライバシーに配慮とともに、被害直後には、状況により「被害者支援要員」が付き添います。

また、被害者が落ち着いて話ができるよう、事情聴取室の改善や被害者対策用車両の導入など、施設等の整備・改善を進めています。



⑤関係・機関団体との連携

「静岡県被害者支援連絡協議会」を設立するなど、県、検察庁、弁護士会、医師会、民間被害者支援団体等と相互に連携した被害者支援を推進しています。

被害者のための相談窓口

◆ 警察相談窓口◆

県警ふれあい相談室	#9110(プッシュ回線) ☎ 054-254-9110	事件・事故等の相談、 警察への意見・要望等	月～金 8:30～17:15
警察署総合相談室	県下各警察署		24時間受付
静岡県警察ホームページ	http://www.police.pref.shizuoka.jp/		随時

◆ 静岡県の総合調整窓口◆

県民部県民生活室 犯罪被害者支援窓口	☎ 054-221-3220 (サポート・2重まる)	相談先がわからない方に、 支援窓口等を紹介	平日 8:30～17:15 (来室は要予約)
-----------------------	-------------------------------	--------------------------	------------------------------

著者遺稿の手記

みかんのはな vol.2



新物种山羊葡萄与猪血 豆瓣酱在谷物上用植物油炒熟
对老人、孕妇和小孩食用尤佳。